

---

「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の一部改正について

---

日証協 平成 21 年 3 月 17 日

---

本協会では、本年3月17日の自主規制会議において、「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」を一部改正した。

今般、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づく決定に従い発行された株券等について、発行される株券等に付される新株予約権又は取得請求権の条件によっては、本協会の「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」で定めるMSCB等に該当する可能性があることから、金融機関等が資本の増強等を円滑に行えるよう当該規則の一部について改正を行った。

本規則改正は、平成 21 年 3 月 17 日から施行する。

規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

## 「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 21 年 3 月 17 日  
日本証券業協会

### ・改正の趣旨

今般、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づく決定に従い発行された株券等について、発行される株券等に付される新株予約権又は取得請求権の条件によっては、本協会の「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」で定めるMSCB等に該当する場合があることから、金融機関等が資本の増強等を円滑に行えるよう当該規則の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

### ・改正の骨子

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等に基づく決定に従い発行される株券等については、本協会が定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」第2条第1号に掲げる有価証券に該当する場合、本協会が適当と認める場合には、本規則を適用しないこととする。 (第13条)

### ・施行の時期

この改正は、平成 21 年 3 月 17 日より施行し、同日以後に金融機能の強化のための特別措置に関する法律等に基づく決定に従い発行されるものから適用する。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制 1 部 担当：佐々木、齋藤 (TEL 03-3667-8647)

「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 21 年 3 月 17 日  
( 下線部分変更 )

新	旧
<p><u>(この規則の適用除外)</u> <u>第 13 条 金融機能の強化のための特別措置に 関する法律等に基づく決定に従い発行される 第 2 条第 1 号に該当する有価証券について は、本協会が適当と認める場合には、この規 則を適用しない。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正は、平成 21 年 3 月 17 日より施行 し、同日以後に金融機能の強化のための特別 措置に関する法律等に基づく決定に従い発行 されるものから適用する。</p>	<p>( 新 設 )</p>